



令和3年(速報)及び令和4年(1月末)の労働災害発生状況について

号業種別	秋田労働局(県内)				秋田署管内(年)						秋田署管内(1月)					
	年合計				年合計				前年増減		令和3年		令和4年		前年増減	
	令和2年		令和3年		令和2年		令和3年		件数	百分率	1月		1月		件数	百分率
死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率	
全業種合計	7	1,061	7	1,187	1	387	0	474	87	22.5%	40	44	4	10.0%		
1 製造業	1	186	2	212	52	74	22	42.3%	9	7	-2	-22.2%				
2 鉱業 (鉱山坑道用を除く)		2		3	2	1	-1	-50.0%	0	0	0	0.0%				
3 建設業	2	194	4	223	54	71	17	31.5%	3	2	-1	-33.3%				
土木工事業	1	75		71	22	27	5	22.7%	1	0	-1	-100.0%				
建築工事業		101	3	121	27	26	-1	-3.7%	0	1	1	100.0%				
鉄骨・鉄筋家屋建築		16		18	5	3	-2	-40.0%	0	0	0	0.0%				
木造家屋建築		64	3	76	16	13	-3	-18.8%	0	1	1	100.0%				
その他の建設業	1	18	1	31	5	18	13	260.0%	2	1	-1	-50.0%				
4 運輸交通業	1	94		111	46	63	17	37.0%	11	8	-3	-27.3%				
5 貨物取扱業		1		1	1	1	0	0.0%	0	0	0	0.0%				
6-2 林業	3	39	1	37	1	5	2	-3	-60.0%	0	0	0	0.0%			
8 商業		193		189	80	82	2	2.5%	4	10	6	150.0%				
13 保健衛生業		142		202	54	99	45	83.3%	6	6	0	0.0%				
14 接客娯楽業		56		50	25	21	-4	-16.0%	3	0	-3	-100.0%				
15 清掃・と畜業		47		30	21	16	-5	-23.8%	1	4	3	300.0%				
上記以外の事業		107		129	47	44	-3	-6.4%	3	7	4	133.3%				

令和3年の管内の建設業の災害は、前年を17件(約31%)上回りました。事故の型別では、「墜落・転落災害」や「新型コロナウイルス感染症による災害」が多く発生しました。また、令和4年1月の同災害件数は、2件発生し、前年を1件下回っています。本年は13次防の最終年になりますので、引き続き安全管理対策の徹底をお願いします。



■ 職場における労働衛生基準が変わりました

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場の衛生基準が見直されました。主な改正内容は、以下のとおりです。

● 作業面の照度 ※令和4年12月1日施行【事務所則第10条】

「事務所における労働衛生対策」で検索 🔍

現行

作業の区分	基準
精密な作業	300ルクス以上
普通の作業	150ルクス以上
粗な作業	70ルクス以上

改正

作業の区分	基準
一般的な事務作業	300ルクス以上
付随的な事務作業	150ルクス以上

※ 個々の事務作業に応じた適切な照度は、作業ごとに、JIS Z9110などを参照。

● 便所 ※令和3年12月1日施行【事務所則第17条、安衛則第628条】

現行

- 男性用と女性用に区別すること。
- 男性用大便所の便房の数：同時に就業する男性労働者60人以内ごとに一個以上。
- 男性用小便所の箇所数：同時に就業する男性労働者30人以内ごとに一個以上。
- 女性用便所の便房の数：同時に就業する女性労働者20人以内ごとに一個以上。

改正

- 男性用と女性用に区別して設置する原則は維持。従来の基準を満たす便所を設けている場合は変更不要。
- 少人数(同時に就業する労働者が常時10人以内)の場合は、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては、独立個室型の便所(男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所)で足りるものとした。既存の男女別便所の廃止などは不可。
- 男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映(独立個室型便所1個につき、男女それぞれ10人ずつ減じることができる。)

● 休養室・休養所 ※令和3年12月1日施行【事務所則及び安衛則】

- ・ 随時利用が可能となるよう機能を確保する。
- ・ 入口や通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。



休養室

● 救急用具【安衛則第634条】 ※令和3年12月1日施行【安衛則第633条、旧第634条】

- ・ 作業場に備えるべき救急用具や材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除。職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急処置に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとした。



救急箱

